

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進				番号	⑭	(千円)						
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		8 年度 当初予算額			9 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	財務本省	関税制度等企画立案費	経済連携等の推進に必要な経費			199,053				400,414		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	小 計				一般会計		199,053				400,414		
						<		>	の内数	<		>	の内数
	小 計				特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの													
合 計	合 計				一般会計		199,053				400,414		
						<		>	の内数	<		>	の内数
	合 計				特別会計								
						<		>	の内数	<		>	の内数

○ 政策目標 5 - 2 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）等では、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制を維持・強化すること、具体的には、高いスタンダードの経済連携協定（EPA：用語集参照）である環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：用語集参照）をより開放的かつ先進的なものとするため、新規加入への対応や協定の一般見直しを主導し、また地域的な包括的経済連携（RCEP：用語集参照）協定の透明性のある履行の確保、インド太平洋経済枠組み（IPEF：用語集参照）を通じたインド太平洋地域での経済連携の促進、世界貿易機関（WTO：用語集参照）体制の強化、EPAの拡大等に取り組むことが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、世界税関機構（WCO：用語集参照）等の国際機関、アジア太平洋経済協力（APEC：用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）○「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）

政策目標 5 - 2 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。 施策 5 - 2 - 1 の評定は「s 目標達成」、施策 5 - 2 - 2 の評定も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における国際的な貿易円滑化の推進は引き続き必要です。 我が国は、経済連携協定を通じ、アジア・太平洋及び欧米との戦略的関係を強化してきました。これらは、自由で高水準な貿易・投資ルールの下で市場アクセスを改善し、貿易・投資の拡大及びサプライチェーンの安定化・効率化を図るものであり、我が国経済と世界の成長を力強く結び付ける重要な基盤となります。 また、途上国税関の支援ニーズ等を踏まえ、税関の改革・能力向上に対する技術協力を行うことは、貿易円滑化の推進にとって必要です。 これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。 なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。 (令和 7 年度行政事業レビューとの関係) 世界税関機構 (WCO) アジア・大洋州地域情報連絡事務所 (RILO・AP) に係る 拠出 (予算事業 ID : 005636) 「効率的な密輸取締強化の実施に貢献するため、PDCA サイクルに従い適切に運用するとともに、日本に期待される役割を果たすための効果的な拠出に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、域内メンバー国のニーズに合った情報発信、密輸関連情報の提供を十分に行い、アジア大洋州における効果的な密輸対策の実施に貢献出来ているかどうかを継続してモニターするために、同事務所に派遣している職員から定期的に活動状況を聴取する機会を設け、効果的な拠出になるように努めました。

施策	政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
取組内容	財務省としては、引き続き、関係省庁と連携しつつ、以下の取組を進めていきます。 A WTOにおける取組 WTOは世界の多角的自由貿易体制の要です。一部の国で見られる保護主義的な動きに対応すると同時に、我が国の国内産業への適切な配慮を行うため、従来から我が国は、他国のWTO協定違反行為に対する紛争解決手続への付議、セーフガード措置等の活用、貿易政策検討会合での議論等、様々なWTOの政策手段を通じた多角的自由貿易体制の維持・強化への取組を進めてきました。

ドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）の一分野である貿易円滑化交渉の成果として平成29年2月に発効した、WTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、財務省としては、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組むとともに、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促していきます。

また、近年のWTOが、保護主義や不公正な貿易慣行、及び、技術革新等がもたらす新たな課題に十分に対応できていないことを踏まえ、WTO改革に向けた取組が行われています。令和4年6月に開催されたWTO第12回閣僚会議では、パンデミックへの対応や漁業補助金協定に加え、WTO改革等に係る成果文書が合意されました。その後、令和6年2月に開催されたWTO第13回閣僚会議においては、上級委員会を含む紛争解決手続の改革や、ポストコロナで重要性が増す電子商取引の貿易関連の側面に関する国際的なルール作り等について加盟国間で議論されたところです。

財務省としては、これらの議題について、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、引き続き関係省庁と連携しつつ、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献していきます。

B 経済連携の推進に係る取組

我が国では、令和6年12月末現在、24か国・地域との間で21のEPA等が署名又は発効済みです。また、令和6年12月末現在バングラデシュ、UAE等と交渉中です。

環太平洋パートナーシップ（TPP：用語集参照）については、平成29年1月に米国が離脱を宣言した後、我が国が交渉を主導し、平成30年3月に11か国で署名が行われ、平成30年12月30日にCPTPPとして発効しました。同月、6カ国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）について発効し、その後令和5年7月までに他の全ての原署名国（ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ）について発効しました。また、令和4年2月の加入要請に始まった英国加入プロセスについても、同年9月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和5年7月には加入議定書が署名されました。以降、同議定書の発効に向けて各国が国内手続を進めていくことになり、我が国においては同年12月に同議定書が国会承認されました。令和6年12月には同議定書が10カ国（英国、日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ、オーストラリア）について発効しました。また、同年11月末に開催されたTPP委員会において、コスタリカの加入作業部会の設置が決定されました。CPTPPは、市場アクセスの面でも、ルールの面でも高いレベルの内容となっており、アジア太平洋地域に自由で公平な21世紀型のルールを作っていく上で、大きな一歩を踏み出しました。我が国としては、今後も高いレベルを維持しながらの拡大に向けた議論を主導していくこととしています。

また、RCEP協定は、平成24年11月のRCEP交渉立上げ宣言以来約8年間にわたる交渉を経て、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月に発効しました。RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定です。本協定により、我が国と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、これを通じて我が国の経済成長に寄与することが期待されます。我が国としては、今後もRCEP協定の円滑な運用及び履行の確保に取り組むこととしています。

	財務省としては、引き続き、主に関税制度・通関制度を所管する立場から、E P A の交渉等に貢献するとともに、必要な関係法令の整備等を進めることとし、E P A 等の着実な実施や円滑な運用及び履行の確保に取り組むことで、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。 (参考) E P A 等交渉の状況 (令和 7 年 2 月現在) https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi.htm
--	--

定性的な測定指標

〔主要〕 政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

(目標の内容)

W T O や E P A 交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、E P A 交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

A W T O における取組

平成29年 2 月に発効した W T O 貿易円滑化協定 (用語集参照) について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が162か国 (令和 8 年 3 月末時点) (W T O 貿易円滑化協定ホームページ参照) に増加しました。

また、令和 8 年 3 月に開催された第14回 W T O 閣僚会議では、電子商取引に関する協定について、本協定の W T O 協定への組み込みが実現するまでの間、有志国の間で暫定的に実施する措置に合意しました。W T O 改革や電子的送信に対する関税不賦課モラトリアム等については、同会議で合意に至らず、閣僚会議に次ぐ W T O の意思決定機関である一般理事会において継続議論されることになりました。財務省は主に関税制度・通関制度を所管する立場から、関係省庁と連携し、こうした多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に参画・貢献しました。

B 経済連携の推進に係る取組

C P T P P は、平成30年 3 月に11か国で署名に至り、同協定は同年12月に発効しました。エコノミーの新規加入については、令和 7 年11月にウルグアイの加入作業部会の設置が決定され、適切であれば令和 8 年に U A E、フィリピン及びインドネシアについて加入交渉を開始することとされました。また、一般的な協定見直しに係る締約国間の議論を経て、令和 7 年11月には、電子商取引や税関当局・貿易円滑化、サプライチェーン強靱化等について、協定改正交渉の開始が決まりました。

	E P Aの新規締結については、バングラデシュとは令和 8 年 2 月に署名が行われたほか、アラブ首長国連邦（U A E）とは、令和 8 年 3 月に交渉妥結に至りました。 そのほか、発効済 E P Aである、日 E U・E P Aや R C E P 協定についても、本年も引き続き運用に関わる諸事項について議論を行いました。 また、事業者の E P A利用促進に向けた取組として、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った他（令和 7 年度における税関主催：計 24 回）、日本通関業連合会の「E P A 関税認定アドバイザー」制度への後方支援を実施しています。加えて、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。 加えて、財務省では、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 T P P 等総合対策本部決定）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、E P Aに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に関しては、日タイ E P Aについても令和 7 年 6 月（日本からの輸出は令和 7 年 11 月）から運用を実施しております。また、A S E A Nについては、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります。 上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。
--	---

施策についての評定		s 目標達成
評定の理由	W T Oや E P A交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

今回廃止した測定指標とその理由		該当なし
参考指標	○参考指標 1 「F T A／E P A交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」（F T A：用語集参照）	

政 5 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：F T A／E P A 等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

（参考）各国との経済連携の進捗状況（令和 8 年 3 月現在）

経済連携協定（EPA）等交渉の進捗状況（2026年3月時点）

発効済

シンガポール（2002年 11月（07年9月改正））、メキシコ（2005年4月（12年4月改正））、マレーシア（2006年 7月）、チリ（2007年 9月）、タイ（2007年 11月）、インドネシア（2008年 7月）、ブルネイ（2008年 7月）、ASEAN（2008年 12月（20年8月改正））、フィリピン（2008年 12月）、スイス（2009年 9月）、ベトナム（2009年 10月）、インド（2011年 8月）、ペルー（2012年 3月）、豪州（2015年 1月）、モンゴル（2016年 6月）、CPTPP（2018年 12月）、EU（2019年 2月）、米国（2020年 1月）、英国（2021年 1月）、RCEP（2022年 1月）

署名済

バングラデシュ（2026年 2月）TPP（2016年2月）※2017年1月に米国が離脱を表明。

交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ、GCC、UAE

（注 1）TPP12（環太平洋パートナーシップ協定）：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ（計12か国）。

（注 2）CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、英国（計12か国）。

（注 3）RCEP（地域的な包括的経済連携協定）：ASEAN加盟国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド（計 15か国）。発効済国：カンボジア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、日本、中国、豪州、ニュージーランド、韓国（2022年 2月）、マレーシア（2022年 3月）、インドネシア（2023年 1月）、フィリピン（2023年 6月）。

（注 4）GCC（湾岸協力理事会）：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

（出所）関税局参事官室（国際交渉担当）・経済連携室調

施策 政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

取組内容

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献するものであり、ひいては日系企業の海外展開の側面支援にもつながるものです。平成29年 2月に発効したWTO貿易円滑化協定の開発途上国における円滑な実施を実現する観点も踏まえ、この施策を重点施策として進めていきます。

A 開発途上国の税関行政近代化への取組

貿易の健全な発展と安全な社会を実現するためには、貿易相手国を含む国際社会の協力・協調が不可欠です。このため、財務省としては、開発途上国における税関行政の近代化及び執行能力の強化を図るべく、関税技術協力を行っています。実施にあたっては、「『自由で開かれたインド太平洋』（FOIP）のための新たなプラン」（令和 5 年 3 月）も踏まえ、地理的・経済的な関係性が深いASEAN諸国を最重要地域と位置付けながら、インド太平洋地域やアフリカ地域等に対する協力も実施しています。具体的には、日本に開発途上国税関の職員を招へいする受入研修や日本の税関職員を専門家として開発途上国に派遣する専門家派遣等による知的支援を実施するとともに、WCOに対して技術協力に特化した資金的貢献も行っています。

人員・予算が限られる中で、税関を取りまく環境変化を踏まえつつ戦略的に効果的かつ効率的な関税技術協力を実施するために、中期的戦略を設けています。その中で、関税技術協力の目的を、各国の税関に共通する 3 つの使命（①安全・安心な社会の実現、②貿易円滑化の推進、③適正かつ公平な関税等の徴収）に基づいた施策を開発途上国自身が国際標準に則った形で自主的に導入・実施できるよう支援を行うことと定めています。例えば、①については、越境電子商取引（越境EC）の拡大により輸入貨物が世界的に急増していることを踏

まえ、各国が効果的・効率的に水際取締りが行えるよう、引き続き支援を実施していきます。②については、日系企業の海外展開の側面支援の観点から、支援対象国の税関が広域 E P A 等によって複雑化する原産地規則への理解を深め、国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図り、税関管理の一層の効率化を図るために、原産地規則、A E O（認定事業者）制度（用語集参照）、リスクマネジメント等に係る支援を引き続き実施します。さらに、③については、通関を迅速化しながらも適正公平な徴税を確保できるよう、輸入事後調査（用語集参照）に係る支援を引き続き実施します。また、開発途上国税関の自立性を一層向上させるため、W C O 及び国際協力機構（J I C A）と連携し、アフリカ地域、中央アジア・コーカサス地域及び太平洋島嶼国地域に対して「マスタートレーナープログラム」を実施し、教官養成や研修教材作成支援を通じ、持続的な研修能力の向上に貢献していきます。

開発途上国の多くは、商慣習の変化、重層的な E P A の導入による貿易関連規則の複雑化・高度化、技術の進歩等への対応に様々な課題を抱えており、技術支援への世界的なニーズが増々高まっています。これを踏まえ我が国は、開発途上国の状況やニーズを適切に汲みつつ、税関行政近代化に向けた支援を引き続き取り組んでいきます。

B W C O における取組

W C O では、「改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約：用語集参照）」や W T O 貿易円滑化協定をはじめとする、税関分野における国際的な貿易円滑化のための国際標準の策定・実施について、民間の声も踏まえつつ、加入国・地域間で検討を行っており、また、途上国に対しては、これらの実施のための技術協力を行っています。

C 地域協力の枠組みにおける取組

我が国とアジア太平洋地域との間の地域協力の枠組みである A P E C では、貿易及び人の移動の円滑化や水際取締りの強化に向けた取組を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献していきます。

D E P A 等における取組

我が国が締結した E P A においては、貿易円滑化を推進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定が盛り込まれています。今後の E P A 交渉においても、税関手続や貿易円滑化に関する規定について、既に発効している W T O の貿易円滑化協定の内容を上回る規定を目指すことなどにより、我が国企業の経済活動を後押ししていきます。また、I P E F においては、その第一の柱である「貿易」の中で、貿易円滑化が主要な議題の一つとなっており、令和 4 年 9 月から交渉が継続しています。財務省としても、貿易円滑化の推進につながるよう、引き続き積極的に議論に参加していきます。

E 税関当局間の情報交換等に関する取組

国際物流の拡大に伴い、不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品等の密輸が後を絶たない状況です。こうした不正薬物等の水際における取締りをより効率的に推進するための情報交換等の相互支援や、貿易円滑化の取組を含む協力関係の強化を他国の税関当局との間で実施することを定めた政府間協定（税関相互支援協定：用語集参照）等の枠組みを、米国や、E U 及びその加盟国、韓国、豪州等アジア・大洋州地域の主要国等と構築しています。さらに、これまで署名・発効している多くの E P A には、税関相互支援協定と同様、水際取締りのための情報交換の規定を盛り込んでいます。我が国は、こうした情報交換等に関する枠組みを 41 か国（地域）と構築しています。税関相互支援協定等は、機密性の高い情報を交換するた

めの枠組みであり、交渉にあたっては各相手国における情報管理体制を確認することも不可欠です。今後も情報交換ネットワークの充実等に向け、これまで構築に向けた取組が必ずしも十分ではなかった地域や分野も含め、各国との情報交換の枠組みの活用・構築を積極的に進めていきます。

また、令和 6 年 1 月から WCO アジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O ・ A P : 用語集参照）のホストを日本が務めています。アジア・大洋州地域内における安全・安心な社会の確保、適切な関税等の徴収、関税法違反に対する効率的な取締の実施に貢献するため、R I L O ・ A P と連携し、密輸関連情報の収集、分析、評価及び発信を促進していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政5-2-2-B-1：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

（目標の内容）

税関分野における技術協力、WCO をはじめとする国際機関等での取組、EPA における税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。

（目標の設定の根拠）

税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

A 途上国の税関行政近代化への取組

令和 7 年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、85 件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標 1 参照）。例えば、アフリカ・太平洋島嶼国・中央アジア・コーカサス地域の対象国については、各国での指導的役割を担う教官を育成し、研修教材の作成を支援する複数年のプログラム（マスタートレーナープログラム）を実施し、対象国税関の能力向上に貢献しています。

B WCO における取組

WCO では、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成 30 年 9 月以降、改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約：用語集参照）管理委員会において、我が国からの提案を含め、規定やガイドラインの見直しのための検討を行っています。令和 7 年度には同規約管理委員会が開催され、我が国は会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。また、世界的に越境電子商取引が拡大する中、WCO では税関が取り組むべき基準をまとめた「E コマース基準の枠組み：用語集参照」が採択されており（平成 30 年 6 月）、その後も定期的に見直しが行われています。我が国は、現在行われている見直し作業を含む関連の議論に積極的に関与し、主導的な役割を果たしました。

C 地域協力の枠組みにおける取組

	A P E C では、税関手続のデジタル化等に関する我が国の知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。 中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第 6 回日中韓 3 か国関税局長・長官会議において更新した「日中韓 3 か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、税関当局間の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野における実務レベルの協力を推進しました。 D E P A 等における取組 貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。E P A においては、政 5 - 2 - 1 に記載のとおり、原産地証明書等のデジタル化等に取り組みました。 E 税関当局間の情報交換等に関する取組 複数国と税関相互支援協定の締結に向けて政府間正式交渉を進めており、円滑な情報交換等に資する環境整備において着実な進展がありました。 また、令和 6 年 1 月からホストを務めている W C O アジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O ・ A P : 用語集参照）との関係では、同事務所が我が国を含むアジア・大洋州地域の密輸関連情報のハブとして機能することで、同地域内における安全・安心な社会の確保のための効率的な取締の実施や、適切な関税等の徴収に貢献できるよう、緊密に連携しその活動を支えてきました。 上記のとおり、税関分野における貿易円滑化の推進に貢献したものと判断し、達成度は「○」としました。
--	--

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）」 ○参考指標 2 「改正京都規約に係る締約国・地域数」 ○参考指標 3 「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」

政 5 - 2 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受入研修	案件数	30	26	29
	受入人数	330	240	253
専門家派遣	案件数	55	63	56
	派遣人数	114	129	130

(出所) 関税局参事官室 (国際協力担当) 調

(注) 一部オンラインで実施した。

参考指標 2 : 改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約) (平成 18 年 2 月発効) に係る締約国・地域数

令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末	令和 7 年度末
131 か国・地域	133 か国・地域	136 か国・地域	137 か国・地域	140 か国・地域

(出所) WCOウェブサイト

http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments

参考指標 3 : 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位 : 国・地域)

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
39	39	41	41	41

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm>

評価結果の反映

以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。

多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献していきます。

経済連携の推進については、経済連携協定等の円滑な運用及び履行の実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。

税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の枠組みを通じた税関当局間の協力を進めていきます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。

また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。

さらに、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。

**財務省政策評価懇談会
における外部有識者の
意見**

該当なし

**政策評価を行う過程に
おいて使用した資料そ
の他の情報**

該当なし

前年度の政策評価結果
の政策への反映状況

多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、WTO改革等に関する議論に積極的に参画し、様々なWTO上の取組にも貢献しました。

経済連携の推進については、RCEP協定をはじめとするEPAの事業者向け説明会を開催し周知を行いました。

税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。

また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。

さらに、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	161,385千円	198,695千円	247,541千円	199,053千円	
	(項) 関税制度等企画立案費	161,385千円	198,695千円	247,541千円	199,053千円	
	(事項) 経済連携等の推進に必要な経費	161,385千円	198,695千円	247,541千円	199,053千円	
	内 世界税関機構(WCO)アジア・大洋州地域情報連絡事務所(RILO・AP)に係る拠出	121,228千円	158,785千円	217,644千円	144,043千円	005636
	内 国際刑事警察機構(ICPO)拠出に係る拠出	—	—	—	32,303千円	021467
	補正予算	△522千円	△10千円	△33,031千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
	合計	160,863千円	198,685千円	N. A.		
執行額		148,884千円	162,676千円	N. A.		

(概要)

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

(注) 令和7年度「繰越等」、「執行額」等については、令和8年11月頃に確定するため、令和8年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室、調査課）	政策評価実施時期	令和8年6月
-------	--	----------	--------